

第

4639
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年12月26日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 納め忘れた年金保険料

Q：納め忘れた国民年金保険料を今から納めることができるようになったとか。どうなったのですか？

A：平成24年10月から3年間に限り、2年前から10年前まで遡って納めることができることとなりました。支払った保険料は全額支払った年の社会保険料控除の対象になります。

【解説】

国民年金の保険料は、従来、過去2年分の未納しか遡って納めることができませんでした。昨年交付された「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保をするための国民年金法等の一部を改正する法律」によって、10年に遡って保険料を追納することができることとなりました。

国民年金は20歳から60歳になるまでの40年間のうち25年以上の保険料を納めないと、65歳以降に年金を受け取ることができませんから、25年以上保険料を納めていない人は、原則として年金を受け取れないのですが、この手当てによって、過去10年間納め忘れていた保険料を納めれば、年金を受け取ることができるようになりますし、25年以上納めている人でも40年に近づけることによって、年金を増額して受け取ることができるようになります。

なお、納め忘れていた保険料をこの規定により遡って納付した場合には、その保険料(加算額を含む)は、その支払った年の社会保険料控除の対象となります。

